

軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条の規定に基づき、軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）にレッドデータブック策定検討部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 部会は、軽井沢町におけるレッドデータブックの策定について調査審議する。

（組織）

第3条 部会は、20人以内で組織する。

（会議）

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

2 部会長は、会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年●月●日から施行する。